赤石　憲昭　石原　剛　市川　康夫
伊藤　武　稲垣　春樹　岩本　康志
川口　航史　小荒井　衛　河野　礼子
佐藤　尚毅　杉本　裕　高村　夏輝
土田　宏成　土屋　俊二　永井　敦
中澤　高志　中丸　貴史　奈良　雅之
西倉　実季　野邊　厚　福田　安典
増渕　伸一　道上　達男　宮丸　裕二
宮本　弘暁　森山　至貴

令和九年司法試験予備試験考査委員に任命する
任期は令和九年十一月三十日までとする（各通）

検事
同　猪股　直子
同　大原　高夫
同　小野本　敦
同　木下　英春
同　中西　恭祐
同　古谷　真良
同　堀内　元城
同　前田　和孝
同　矢崎　正子
同　渡邉　哲

検事兼法務教官
検事兼法務事務官

令和九年司法試験考査委員に併任する
併任の期間は令和十年三月三十一日までとする
令和九年司法試験予備試験考査委員に併任する
併任の期間は令和九年十一月三十一日までとする
（各通）

検事
同　石飛　勝幸
同　太田　章子
同　恩地　孝幸
同　金杉　敏宏
同　栗原　一紘
同　齊藤　恒久
同　芝本　昌征
同　武田　純一
同　橋本　映司
同　早川　由規
同　古川　貴大
同　向井　翔
同　矢野　諭

検事兼法務教官

令和九年司法試験考査委員に併任する
併任の期間は令和十年三月三十一日までとする
令和九年司法試験予備試験考査委員に併任する
併任の期間は令和十年二月二十九日までとする
（各通）

同　万野　圭美　　同　山名　淳一

令和九年司法試験予備試験考査委員に併任する
併任の期間は令和九年十一月三十日までとする
（各通）（以上十一月一日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、愛子内親王殿下を御同伴の上、十一月四日午後六時四十六分御出門、「ルーヴル美術館展　ルネサンス」を御覧のため、国立新美術館（港区）へ行幸啓、同九時三十三分還幸啓になった。

御見舞電報及び御答電

九月の台風二十五号による災害につき、九月二十八日カンボジア国王陛下から天皇陛下へ御見舞電報を寄せられ、これに対し十一月四日御答電を発せられた。

官庁報告

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

福岡労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年福岡労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年11月９日

福岡労働局長　鈴木　一光

第４号中「１時間1,147円」を「１時間1,205円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年12月10日から効力を生ずる。

法務省告示配第百七十六号

長野市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、令和八年十一月九日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該原戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる原戸籍の謄本、抄本又は原戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、長野市役所又は長野地方法務局に照会すること。

令和八年十一月九日　法務大臣　斗上　貴司

長野県篠ノ井市大字有旅七百四十八番地

池田　盛治

公　告

諸　事　項

河川法に基づく工作物返還に係る公示

利根川水系渡良瀬川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項の規定に基づき措置した工作物について、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者に対し、当該工作物を返還するため、同条第５項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の３第１項第２号の規定に基づき、公示する。

令和８年11月９日

関東地方整備局長　西澤賢太郎

１　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量　船舶１艘及び釣り台１基

２　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日

(1)　保管した工作物の放置されていた場所　茨城県古河市古河地先

(2)　当該工作物を除却した日　令和８年10月６日

３　当該工作物の保管を始めた日及び保管の場所

(1)　当該工作物の保管を始めた日　令和８年10月６日

(2)　保管の場所　茨城県古河市桜町４－８　国土交通省関東地方整備局　利根川上流河川事務所　古河出張所

４　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所占用調整課に申し出ること。

５　問い合わせ先　埼玉県久喜市栗橋北二丁目19－１　国土交通省関東地方整備局　利根川上流河川事務所　占用調整課　電話　0480－52－3960

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和８年（家）第７１７３０号

山梨県富士吉田市下吉田二丁目１９番１１号
申立人　都留信用組合
本籍山梨県富士吉田市下吉田５丁目８６番地
最後の住所東京都新宿区下落合２丁目１７番７号
死亡の場所東京都板橋区
死亡年月日令和４年１月４日
出生の場所山梨県南都留郡瑞穂村
出生年月日昭和９年４月１４日
職業　無職　被相続人　亡　神山　和子
事務所　東京都中央区日本橋３丁目３番４号　永沢ビル５階　永沢総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　野田　聖子
催告期間満了日　令和９年５月３１日

東京家庭裁判所

令和８年（家）第８０１８１号

埼玉県北本市二ツ家一丁目３３３番地
申立人　北本ハイデンス自治・管理組合
本籍岐阜県恵那市長島町久須見２１２番地
最後の住所埼玉県北本市二ツ家一丁目３３３番地　ハイデンス１－４３７
死亡の場所埼玉県北本市
死亡年月日平成３０年１２月以下不詳
出生の場所埼玉県川口市
出生年月日昭和４４年８月２１日
職業会社員　被相続人　亡　町野　隆治
事務所さいたま市大宮区桜木町１－１０－１６　シーノ大宮ノースウィング１４階Ｂ　アーク法律事務所
相続財産清算人　弁護士　上田　和恵
催告期間満了日　令和９年６月７日

さいたま家庭裁判所